

仙北市民プレミアム商品券の購入手続きについて



商品券の購入時に持参いただくものなどは次のとおりです。購入される方は、内容を確認したうえで販売場所へお越しください。

●購入時に持参いただくもの／

- ▶仙北市民プレミアム商品券購入申込書（広報せんぼく8月1日号に折り込み）
- ▶購入申込者（来場者）の住所・氏名を確認できる身分証明書

※身分証明書：運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など

●購入制限／1人3冊で1世帯あたり9冊が上限。

※3人以下の世帯の場合、購入できる上限は世帯員数×3冊です。なお、4人以上の世帯の場合も、購入できる上限は9冊です。

●販売期間・場所／8月8日(土)、9日(日) 10:00～15:00 田沢湖総合開発センター、角館交流センター、西木総合開発センター、本庄商店（上松木内）

※8月10日(月)祝日は販売しません。

※8月11日(火)以降は、仙北市商工会角館本所・田沢湖支所・西木出張所、本庄商店（上松木内）で完売するまで販売します。

●商品券利用店舗／取扱店ののぼりやポスターを掲示しているお店や事業所をご利用できます。

※取扱加盟店の一覧は、広報せんぼく8月1日号に折り込みしています。

●商品券の利用対象とならないもの／

- ▶たばこ、金融商品、商品券の購入
- ▶切手、はがき、宝くじ、印紙などの購入
- ▶プリペイドカード、電子マネーなど換金性の高いものの購入
- ▶医療、介護などの自己負担の支払い
- ▶税金や電気・水道料金など、国や地方公共団体への支払い
- ▶事業活動に伴う原材料、機器、仕入れなど、事業者間の取引
- ▶金融機関への預け入れ

●その他／

- ▶上限を超えた重複購入が判明した場合、商品券または購入金額を返還していただきます。
- ▶新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用の上購入申込者だけのご来場にご協力をお願いします。また、販売所では係員の指示のもと間隔をあけてお並びください。

【問合せ】仙北市商工会 ☎54-2304 / FAX 54-2305

新型コロナウイルス感染症対策支援情報

【問合せ】新型コロナウイルス感染症対策本部（仙北市総合防災課内） ☎43-1115

納税

【中小事業者の皆さんへ】固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置の影響で、厳しい経営環境に直面している中小事業者などへ、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

●対象・軽減割合／次の要件を満たす中小事業者など（原則として業種限定せず）を対象に、以下のとおり軽減します。

- ①令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて
 - ▶30%以上50%未満減少している方→2分の1に軽減
 - ▶50%以上減少している方→全額軽減
- ②償却資産と事業用家屋を対象とします。

- ③令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関などの認定を受け、市に申告した方に適用します。
- ④当該措置は令和3年度の課税分に限定します。

●申告受付期間／

令和3年1月1日(金)祝～31日(日)まで（予定）

●提出書類／現在調整中です。確定し次第再度お知らせします。

※詳しくは中小企業庁ホームページ
(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>) をご覧ください

【問合せ】税務課（田沢湖庁舎） ☎43-1117



中小企業庁ホームページ

【生産者の皆さんへ】高収益作物次期作支援交付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹）に取り組んでいる生産者で、令和2年産の次期作に前向きに取り組む方を支援します。

●対象者／令和2年2月1日から4月30日の間に野菜・花き・果樹について出荷実績がある、または廃棄などにより出荷できなかった生産者。

●支援内容1／高収益作物の次期作に向けた取組を二つ以上実施した面積に対して

- ①基本単価5万円（中山間地域は55,000円）／10a
- ②施設栽培のうち高集約型品目の単価25万円／10aもしくは80万円／10a

●支援内容2／高収益作物の次期作に向けた取組を実施した面積に対して2万円（中山間地域は22,000円）／10a

●支援内容3／高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円

※詳しい取組内容に関しては、仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2661) をご確認ください。

●申請期限／8月31日(月)

●申請方法／下記の間合せ先にご連絡ください。

【問合せ】農業振興課（西木庁舎） ☎43-2206

>> 秋田県では、感染拡大の防止のための「秋田県版新型コロナ安心システム」がスタートしました！
県内の施設などに掲示されたQRコードを利用者が読み取る→施設を利用したことが登録→同じ施設の利用者に感染が確認され、不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合に、対象者へ相談窓口のご案内を記載したLINEメッセージが通知
※事業者の皆さんは申請などが必要ですので、詳しくは秋田県公式サイト（コンテンツ番号：50770）をご確認ください。



詳しくはこちら

【学生の皆さんへ】ふるさとのきずな市内出身学生応援事業の申請受付中！

自宅を離れて大学・短大・専門学校などで学んでいる学生に市の特産品などを届け、ふるさとのことを思い出し、いただき毎日の暮らしを応援することを目的とした「ふるさとのきずな市内出身学生応援事業」の申請を受付中です！

●対象者／申請時に保護者の住所が仙北市にあり、日本国内の大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専修学校・各種学校・予備校・大学院などに在学している学生であり、仙北市以外に居住している学生

●申請書類／

- ▶ふるさとのきずな市内出身学生応援事業申請書（以下、申請書）
- ※仙北市ホームページからダウンロードか印刷、または仙北市教育委員会に請求してください。
- ▶在学していることが確認できるもの（学生証か在学証明書の写し）
- ▶親元を離れていることが確認できるもの（氏名と現住所が記載されたものの写し…アパートなどの契約書、光熱水費の請求書・領収書・明細など、公的機関などから届いた本人宛の通知など）

●申請方法／①郵送、または②メールのどちらかでお申し込みください。

①郵便による申請書などの送付

申請書に必要な事項を記入し、学生証か在学証明書の写しと、氏名と現住所が記載されたものの写しを添付し、送付してください。

▶送付先：〒014-0392 秋田県仙北市角館町東勝楽丁19
仙北市教育委員会 教育総務課 あて

②メールによる申請書などの添付送付

仙北市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を入力、学生証か在学証明書の写しと氏名と現住所が記載されたものの写しを応援事業申請専用メールアドレスに添付し、送信してください。

▶応援事業申請専用メールアドレス
kygakusei@city.semboku.akita.jp

●申込期限／8月17日(月)必着

●仙北市ホームページ／https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2660

【問合せ】教育委員会 教育総務課（角館庁舎） ☎43-3381



仙北市ホームページ